

**羽越河川国道事務所が管理する
「道路の維持管理計画(案)」を定めました。**

北陸地方整備局では先日管内(新潟県、富山県、石川県)で管理する国道の維持管理の頻度等を「道路の維持管理方針(案)」として定めたところです。

このたび、羽越河川国道事務所では、北陸地方整備局の方針(案)に従って、平成22年度の「道路の維持管理計画(案)」を作成しました。

羽越河川国道事務所は、この計画(案)に沿って管轄する道路の維持管理を行います。

問い合わせ先

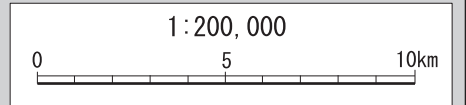
同時発表記者クラブ

- ・新潟県政・新潟政記者クラブ
- ・新潟日報 (村上支局)
- ・村上新聞社
- ・いわふね新聞社



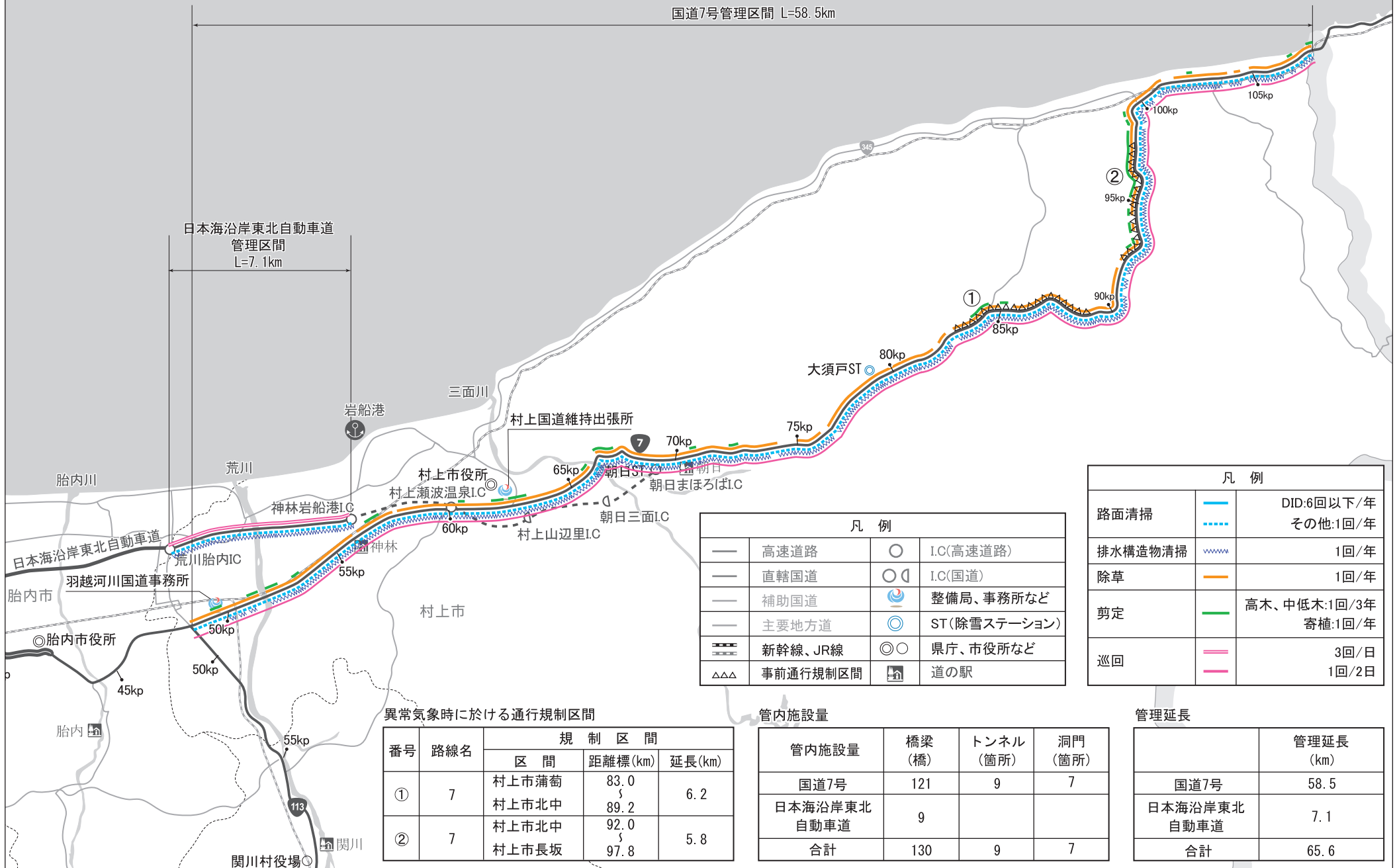
国土交通省 北陸地方整備局
羽越河川国道事務所
副所長(道路) 石田 孝志
道路管理課長 丸山 良一
TEL 0254-62-3211(代表)

羽越河川国道事務所維持管理計画（案）



国道7号管理区間 L=58.5km

日本海沿岸東北自動車道
管理区間
L=7.1km



凡例		
路面清掃		DID:6回以下/年 その他:1回/年
排水構造物清掃		1回/年
除草		1回/年
剪定		高木、中低木:1回/3年 寄植:1回/年
巡回		3回/日 1回/2日

凡例			
	高速道路		I.C.(高速道路)
	直轄国道		I.C.(国道)
	補助国道		整備局、事務所など
	主要地方道		ST(除雪ステーション)
	新幹線、JR線		県庁、市役所など
	事前通行規制区間		道の駅

異常気象時に於ける通行規制区間

番号	路線名	規制区間		
		区間	距離標(km)	延長(km)
①	7	村上市蒲萄	83.0	6.2
		村上市北中	89.2	
②	7	村上市北中	92.0	5.8
		村上市長坂	97.8	

管内施設量

管内施設量	橋梁(橋)	トンネル(箇所)	洞門(箇所)
国道7号	121	9	7
日本海沿岸東北自動車道	9		
合計	130	9	7

管理延長

	管理延長(km)
国道7号	58.5
日本海沿岸東北自動車道	7.1
合計	65.6

参考資料

北陸地方整備局

記者発表資料

取り扱い：本発表を以て解禁

平成22年4月30日

北陸地方整備局が管理する道路の 維持管理方針(案)を定めました。

国土交通省では、行政刷新会議での結果を踏まえ、これまで地域ごとでバラツキのあった巡回、清掃、除草、剪定等の各作業について、通行の安全性に支障のないと考えられる範囲で、平成22年度より全国統一の基準を設定して運用することとしています。

このたび、北陸地方整備局では、全国統一の基準に基づき、管内（新潟県、富山県、石川県）で管理する国道の維持管理の頻度等を「道路の維持管理方針(案)」として定めました。

なお、北陸地方整備局の国道事務所及び河川国道事務所では、平成22年4月よりこの方針(案)に基づき、管轄する道路の維持管理を行います。



平成22年4月30日
国土交通省 北陸地方整備局

<お問合せ先>

国土交通省 北陸地方整備局 道路部

新潟市中央区美咲町1-1-1

電話：025-280-8880（代表）

道路管理課長

やっはし よしあき

八橋 義昭（内線4411）

【同時発表記者クラブ】

新潟県政記者クラブ 新潟県政記者クラブ

富山県政記者クラブ

石川県政記者クラブ

道路の維持管理方針(案)

行政刷新会議での結果を踏まえ、これまで地域ごとバラツキのあった巡回、清掃、除草、剪定等の各作業について、全国統一の基準に基づき北陸地方整備局の方針を定め、平成22年度より運用します。

道路の維持管理方針(案)本文はこちら↓

<http://www.hrr.mlit.go.jp/road/maintenance/policy.pdf>

【これまで】	⇒	【平成22年度より運用】
<巡回> ▶ 平日毎日、休日2日に1回	⇒	▶ 原則 2日に1回
<清掃> 路面清掃 ▶ 年間 0~6回 歩道清掃 ▶ 年間 0~1回 排水構造物清掃 ▶ 適宜	⇒	▶ 原則 年間6回以内 (D I D内) 年間1回以内 (上記以外) ▶ 原則 落葉等の除去に限定して実施 ▶ 原則 年間に1回を目安
<除草> ▶ 年間 0~3回	⇒	▶ 原則 年間1回
<剪定> ▶ 高木、中木 適宜 ▶ 低木 年間 0~1回 ▶ 寄植 年間 0~2回	⇒	▶ 高木・中低木 原則3年に1回程度 ▶ 寄植 原則1年に1回程度

【巡回】



【清掃】



【除草】



【剪定】

